

広島県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年四月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三二号	東広島市河内町入野字竹本前四九七一番一地从先から東広島市河内町入野字梶田五〇一八番一地从先まで	平成二〇年四月三日